官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一五〇）　一
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二七一）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（同二七二）
○令和八年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産一五二九）
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一二三）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の口上書の交換に関する件（外務四〇〇）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同四〇一、四〇三）
○クマシ市における内環状道路改良計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇二）
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一五三〇）　三
○道路に関する件（関東地方整備局二一一）
○道路に関する件（近畿地方整備局九九）
〔叙位・叙勲〕　四
〔皇室事項〕　四
〔官庁報告〕　四
官庁事項
組換えＤＮＡ技術応用飼料の安全性に関する確認を受けた飼料について（公表）（農林水産省）　四
国営土地改良事業の工事完了の公告（同）　五
〔公　告〕　三〇
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係
特殊法人等
企業年金基金清算人就任関係
会社その他

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十月十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一五〇

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「官房長」を「防災監　官房長」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「資産運用高度化室長」を削り、「課長補佐（総括）」を「資産運用調整官　課長補佐（総括）」に改める。

別表デジタル庁の部デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十三条第一項に規定する職又は当該職のつかさどる職務の全部若しくは一部を助ける職に就いている職員で構成される組織の項中「統括官」を「統括官　総括審議官」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「資産評価室長」を「資産評価室長　国際機関室長」に改め、「多国間経済室長」を削り、「地域放送推進室長　検査監理室長　貯金保険室長」を「配信サービス事業室長　貯金保険室長　信書便事業室長」に改め、「国際戦略局参事官の職務全般についてこれを直接補佐する者」の下に「及び人事に関する事務を担当する者」を加え、「恩給管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者及び」を削る。

別表外務省の部内部部局の項中「国際報道官」を「要人往来支援総括官　欧州経済戦略官」に、「人事企画官　デジタル化推進室長」を「人事企画官」に、「経済安全保障政策室長」を「国連政策室長」に、「日米地位協定室長」を「日米地位協定室長　中東欧バルト室長」に、「資源安全保障室長　欧州連合経済室長」を「サービス貿易室長　資源安全保障室長」に改め、「サービス貿易室長」を削り、「邦人テロ対策室長」を「海外邦人安全支援室長」に改める。

別表財務省の部沖縄地区税関の項中「統括監視官」を「統括監視官　特別監視官」に改める。